

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員のデータ

区 分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸田町	43.2 歳	8 人	250,538 円	281,786 円	264,299 円
福岡県	49.9 歳	1,050 人	354,259 円	404,099 円	384,432 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円		320,514 円
類似団体	49.6 歳		273,188 円	292,069 円	283,639 円
民間					

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
 3 技能労務職における民間データは、地元における同職種の基礎となるデータがないため、公表できません。

### (2) 職種ごとの年齢別の人数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	0	2	1	0	1	0	3	0	1	0	8
運転手	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
調理員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
その他	0	0	0	2	1	0	0	0	2	0	0	0	5

### (3) その他給与に関する事項

#### 給料表

労務職給料表(国の行政職給料表(二)に同じ)を適用しています。

## 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお、諸手当のうち、技能労務職員に支給されている主な手当の内容は次のとおりです。

手当の名称	手当の内容	国の制度との異同	
扶養手当	配偶者	月額 13,000円	同じ
	配偶者以外の親族	月額 6,000円	
	配偶者なしの場合の親族1人目	月額 11,000円	
	特定扶養加算(15歳～22歳)	月額 5,000円	
	他		
住居手当	借家の限度額	月額 27,000円	同じ
	持ち家5年間まで	月額 2,500円	
通勤手当	自家用車等利用者の支給限度額	月額 24,500円	同じ
特殊勤務手当	夜間看護に従事	1回 2,000円	同じ

## 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国県における同種の職員の給与等に準拠し、適正な給与制度及び運用を行うよう努めます。

## 3 具体的な取組内容

各年度における、人事院の勧告等と同等となるよう適正な給与等への改正を実施します。

## 4 その他

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組として、指定管理者制度の導入を含めた民間委託の実施を検討するとともに、定員適正化計画に基づく計画的な職員数の抑制に取り組みます。